

## 久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の利用に係る車賃に限る。)」を「その他の交通費(同条例第12条第1号に規定する運賃に限る。)」に改める。

別表地域医療推進協議会の項を削り、同表小・中学校学区等審議会の項中「小・中学校学区等審議会」を「小学校、中学校及び義務教育学校学区等審議会」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表小・中学校学区等審議会の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。